

開票結果

選挙管理委員会事務局 ☎(25)7201



市民の選択、ここに決まる！ 熊本県知事選挙 菊池市開票区

任期満了に伴う熊本県知事選挙が3月27日にあり、即時開票され蒲島郁夫さんが当選しました。

投票は同日午前7時から午後7時まで、市内25カ所の投票所であり、開票作業は午後8時30分から菊池市総合体育館メインアリーナで行いました。

菊池市開票区の開票結果、候補者別の得票数と投票所別の投票率は次のとおりです。

▼投票率・投票数

| | |
|----------|--------|
| 投票率 | 52.78% |
| 有効投票数(票) | 21,367 |
| 無効投票数(票) | 104 |

▼候補者別得票数

| 候補者名 (得票順・敬称略) | 得票数(票) |
|-------------------|--------|
| かばしま 郁夫 | 16,340 |
| 幸山 政史 | 4,320 |
| 寺内 大介 | 707 |

▼投票集計表

| 投票所 | 選挙当日有権者数(人) | | | 投票者総数(人) | | | 投票率(%) | | |
|--------------------|-------------|--------|--------|----------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 第1 勤労青少年ホーム | 1,038 | 1,192 | 2,230 | 475 | 589 | 1,064 | 45.76 | 49.41 | 47.71 |
| 第2 ふれあい交流センター | 690 | 775 | 1,465 | 422 | 486 | 908 | 61.16 | 62.71 | 61.98 |
| 第3 菊池市役所庁舎南側プレハブ | 1,848 | 2,100 | 3,948 | 884 | 1,067 | 1,951 | 47.84 | 50.81 | 49.42 |
| 第4 文化会館小ホール | 1,226 | 1,521 | 2,747 | 615 | 754 | 1,369 | 50.16 | 49.57 | 49.84 |
| 第5 河原体育館 | 558 | 631 | 1,189 | 324 | 369 | 693 | 58.06 | 58.48 | 58.28 |
| 第6 水源支館 | 436 | 453 | 889 | 239 | 228 | 467 | 54.82 | 50.33 | 52.53 |
| 第7 水迫里山の家 | 262 | 266 | 528 | 155 | 145 | 300 | 59.16 | 54.51 | 56.82 |
| 第8 龍門体育館 | 362 | 380 | 742 | 228 | 236 | 464 | 62.98 | 62.11 | 62.53 |
| 第9 迫間支館 | 533 | 599 | 1,132 | 320 | 341 | 661 | 60.04 | 56.93 | 58.39 |
| 第10 西部市民センター | 1,293 | 1,364 | 2,657 | 602 | 714 | 1,316 | 46.56 | 52.35 | 49.53 |
| 第11 花房小学校体育館 | 721 | 812 | 1,533 | 399 | 468 | 867 | 55.34 | 57.64 | 56.56 |
| 第12 戸崎支館 | 622 | 775 | 1,397 | 335 | 416 | 751 | 53.86 | 53.68 | 53.76 |
| 第13 七城老人福祉センター | 467 | 509 | 976 | 279 | 320 | 599 | 59.74 | 62.87 | 61.37 |
| 第14 七城公民館 | 605 | 664 | 1,269 | 356 | 390 | 746 | 58.84 | 58.73 | 58.79 |
| 第15 七城体育館 | 544 | 653 | 1,197 | 327 | 373 | 700 | 60.11 | 57.12 | 58.48 |
| 第16 リバーサイドパーク | 470 | 520 | 990 | 255 | 300 | 555 | 54.26 | 57.69 | 56.06 |
| 第17 岩本公民館 | 455 | 477 | 932 | 309 | 306 | 615 | 67.91 | 64.15 | 65.99 |
| 第18 高柳集落センター | 392 | 435 | 827 | 222 | 235 | 457 | 56.63 | 54.02 | 55.26 |
| 第19 旭志小学校体育館 | 534 | 598 | 1,132 | 290 | 332 | 622 | 54.31 | 55.52 | 54.95 |
| 第20 川辺コミュニティセンター | 506 | 533 | 1,039 | 284 | 285 | 569 | 56.13 | 53.47 | 54.76 |
| 第21 泗水総合支所 | 1,520 | 1,715 | 3,235 | 808 | 949 | 1,757 | 53.16 | 55.34 | 54.31 |
| 第22 泗水東小学校体育館 | 896 | 984 | 1,880 | 428 | 483 | 911 | 47.77 | 49.09 | 48.46 |
| 第23 泗水西小学校体育館 | 722 | 794 | 1,516 | 402 | 455 | 857 | 55.68 | 57.30 | 56.53 |
| 第24 泗水B&G海洋センター体育館 | 1,558 | 1,686 | 3,244 | 661 | 778 | 1,439 | 42.43 | 46.14 | 44.36 |
| 第25 泗水第2体育館 | 981 | 1,009 | 1,990 | 400 | 434 | 834 | 40.77 | 43.01 | 41.91 |
| 合計 | 19,239 | 21,445 | 40,684 | 10,019 | 11,453 | 21,472 | 52.08 | 53.41 | 52.78 |

3つの基礎年金が あなたの一生をサポートします

老後に備えます

65歳から一生涯、老齢基礎年金が支給されます。(終身保障)

①老齢基礎年金

平成28年度年金額 78万1000円(満額)
20歳から60歳になるまでの40年間(480月)の全期間保険料を納めた人は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。

▼老齢基礎年金を受けるためには、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が最低25年(300月)あることが必要です。
▼保険料を免除された期間の年金額は減額となりますが、保険料の未納期間は年金額の対象期間になりません。

▼会社員や公務員(厚生年金や共済組合に加入)だった人には、老齢厚生年金や退職共済年金が上乗せされて支給されます。

不測の事態に備えます

病気やけがで障がいを負って働けなくなったときには「障害

基礎年金」が、また、万一本人が亡くなったときは残された配偶者や子に「遺族基礎年金」が支給されます。

②障害基礎年金

会社員や公務員であるときの障がいや死亡の場合には、厚生年金や共済年金からも基礎年金に上乗せされて年金が支給されます。

③遺族基礎年金

平成28年度年金額(定額) 1級 97万5125円
2級 78万1000円
▼国民年金加入中の病気やけがで障害等級表(1級・2級)による障がいの状態にある間は障害基礎年金が支給されます。
※子の人数によって加算があります。

④遺族基礎年金

平成28年度年金額(配偶者) 100万4600円
▼内訳 基本額 78万1000円
子1人の加算 22万4500円
▼国民年金の加入者が亡くなったとき、その人によって生計維持されていた「子のある妻・夫または「子」に支給されます。

▼子は18歳到達年度の末日まで、障がいがある場合は20歳まで支給されます。
▼夫または妻に支給される場合は、子の人数によって加算があります。

◆ご注意ください

障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、障がいや死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること、もしくは初診日または死亡した日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

◆届け出が必要です

年金を受給している人が、引越などで住所や年金の受取先金融機関を変更するときや、婚姻などで氏名が変わったときには、年金事務所への届け出が必要です。
日本年金機構に住民票コードが登録されている人は、住所変更の届け出は原則不要です。

国民年金の「付加年金」をご存知ですか？

国民年金の定額保険料(月額1万6260円)に加えて付加保険料(400円)を納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

付加年金は申し込みをした月からの加入となり、さかのぼって加入することはできません。

◆付加年金の年金額

2000円×付加年金納付月数

◆付加保険料を納付できる人

第1号被保険者(65歳以降の任意加入被保険者を除く)だけが加入し納めることができます。

なお、付加保険料も国民年金保険料と同様に納期限(翌月末)から2年間納めることができます。

※保険料の免除を受けている人や国民年金基金の加入者は、納めることができません。
※農業者年金加入者は、必ず納める必要があります。

「学生納付特例制度」をご存知ですか？

学生納付特例制度は、学生が申請により保険料の納付が猶予される制度です。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障がいを負ったとき障害基礎年金の受給資格を確保できます。

■対象者

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学する学生などで、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の人、または失業などの理由がある人です。詳しくはお問い合わせください。

